

# 第5章 芸術文化振興プランの推進体制

## 1 区の推進体制

区は、様々な立場の区民一人一人が、芸術文化に親しみ、触れる機会をもつことができるように、芸術文化施設における事業をはじめ、教育の場や地域生活の場における総合的な事業展開を図ります。

芸術文化を所管とする部署のもと、学校教育、生涯学習、子育て、福祉部門など各部署が連携、協力していくことによって、積極的に芸術文化施策を展開し、区民要望に応え、「豊かな人間性をはぐくむ 文化の香り高いまち」の実現に取り組んでいくための体制を整備します。

## 2 様々な芸術文化活動主体と連携する仕組み

区民生活における多様なコミュニティ形成を図るには、区と様々な芸術文化活動主体とが連携し、協力体制を広げていく必要があります。区は、区民の芸術文化活動と連動するような事業運営を促進するとともに、民間の芸術文化施設、団体、企業、大学など幅広い分野と連携し、施策を推進します。

また、区が芸術文化活動団体、区内の芸術家や文化人、芸術文化の活動をする区民サークル等と互いに連携をとることにより、新たな事業展開と人材の活用を図ります。

さらに、国内外の交流分野や観光分野との連携、協力等による多彩な事業展開を図ります。

## 3 施策の進捗状況の把握と評価

区は、推進方策について各所管の計画とも連動しながら、庁内の横断的連携による検討組織を設け、進捗状況を把握し実績評価することにより、推進方策の効果的な事業運営に取り組めます。

また評価に当たっては、時代のニーズを的確に捉え、推進方策の改善や新たな事業の企画立案まで柔軟に対応するため、必要に応じて芸術文化の専門家も含めた評価組織による見直しを行って、計画全体の効果的かつ効率的な芸術文化の振興を図ります。

芸術文化施設の運営にあたっては、指定管理者制度を導入していることから、指定管理者が持つノウハウをより積極的に活用します。

特に、区民の自主的な芸術文化活動やコミュニティ形成と連動するような、指定管理者の事業運営を推進します。